

【委員16名】池田、亥野、大島、大森、絹川、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡
(五十音順、敬称略)

【アドバイザー】神谷浩夫氏

【ファシリテーター】森山奈美氏

【事務局7名】小島、多田、中川、栗山、中谷、北、横浜

1. 開会

2. 組織編成

■まちづくり基本条例策定委員会の設置について

昨年度策定した第一次総合計画では、市民協働がキーワードとなり、市民協働のまちづくりを進めることが求められる。この委員会では本市の市民協働のあり方について、市民と行政が対等な立場で役割を分担、協力して、まちづくりの理念や基本原則を定める条例の策定に向けて必要事項を審議。指針作りを行っている市民会議や職員のワーキンググループとの話し合いの場やグループディスカッションなども検討。

■設置要綱について

□設置目的、所掌事務(第1条、第2条)

市民協働によるまちづくりを実現するための条例の策定について審議。

□組織(第3条)

市内に住所を有する、または市内の事務所や事業所に勤務、または学校に在学、もしくは市内で市民活動を行う18歳以上の委員20人以内で組織。

□任期(第4条)

委嘱の日から条例素案を市長に答申した日まで。

□会長の選任、会議の運営(第5条、第6条)

委員の互選で会長を選出し、会長に事故や欠けるときがあれば会長が指名した委員が職務を代理。

会議は会長が招集し、その議長となる。

□アドバイザー及びファシリテーター(第7条)

会議で専門的助言を行うアドバイザー、中立的立場で会議進行を支援するファシリテーターを市長が委嘱。

□庶務(第8条)

委員会の庶務は市民生活部市民協働課において処理。

□雑則(第9条)

この要綱のほかに、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

□附則 施行期日 会議の招集の特例(第9条)

この要綱は11月18日より施行。この要綱施行後の招集は市長が行う。

■委嘱状交付



■アドバイザー、ファシリテーター、事務局紹介

■市長あいさつ

野々市市は2011年に市となり、これまでの歴史や伝統、まちづくりを受け継ぎ、物、情報、知識などが集ってにぎわうまちづくり、野々市に誇りを持てるまちを市民と共につくるため第一次総合計画の策定に至った。この計画全体を貫くキーワードは市民協働。今年度は市民協働のまちづくりを具体的に進めていくためのガイドラインである協働指針について、まちづくり市民会議と市職員のワーキンググループで策定を進行中。この会議では、本市にとって最上位に位置するまちづくり基本条例の素案を策定し、市民、議会、行政の役割を明確にし、市民が市政に参画できるルールを作る。市民協働の指針と、この条例でもって市民協働のまちづくりを目指す。

大切なのは自助・共助・公助による地域社会の構築。市民の幸福度を高め市民が自分の役割に誇りをもってまちづくりに参加できる素案を策定してほしい。



■会長、職務代理の選任

【会長】藤田雅顯氏 【職務代理】中村和流氏

■諮問

■参加者による他己紹介 (別紙)



- ・市役所内の部署で協働の進め方について共有
- ・具体的な手順を明確化(予算、行政と市民の役割、人材育成、事業に必要な場所など)

【住民自治】

- ・地方行政=団体自治・住民自治
- ・地方分権は中央集権への団体自治の強化
- ・地域内分権は住民自治の実質化。住民が自分のまちなことを決める。
- ・英米は住民自治に比重、大陸欧州は団体自治に比重。

3. 市民協働のまちづくりについての講義(多田課長)

■市民協働のまちづくり

- ・市の特性を活かした個性豊かなまちづくりを目指す
- ・地域を良く知り、地域に愛着を持つ市民の力が必要
- ・自分達のまちは自分達でつくるという考え方(周囲や地域が協力して行う共助の精神)

■まちづくりのルール=まちづくり基本条例

- ・ルールが明確だと容易に目標に到達可能
- ・皆が同じルールなので公平
- ・要綱や指針は妥協がおきやすいので条例によるべき

■まちづくり基本条例と市民協働推進指針

- ・職員、議員、市民が頑張れる=真の自治体経営

【まちづくり基本条例】

職員、議員、市民が協働できるようにまちづくりの理念や役割、責務などを定める

【市民協働推進指針】

市民協働のまちを実現するための行動指針

5. 質疑応答・意見交換

■まちづくりは税金で行うものなのか

- ・まちづくりは市民が出し合うお金でもできるのではないか
- ・市民でお金を出し合って事業主体となることも可能だが、土台の部分は行政がやると運営しやすい

■罰則規定について

- ・明確な理由があれば設けることは可能だが、ほとんどの事例が既存の法律で対処可能
- ・罰則規定を設けていない自治体が多い

■市民会議と策定委員会との兼ね合い

【まちづくり市民会議/市民協働推進指針】

市民協働を進める具体的な仕組みづくりとして人材育成や施設の確保、情報公開などの市民協働を具体的に進めるための具体的なルールづくりが目的

【まちづくり条例策定委員会/条例の策定】

条例を制定することで法的に市民協働を明確に定義、野々市が市民協働を進めていくことを定義する目的

4. 条例策定の意義と必要性についての講義(神谷氏)

■なぜ協働が必要なのか

- ・平成の大合併による財政難と事業の継続困難
 - ・市民のニーズ多様化、施策と事業の優先順位(持家 or 借家/高齢化施策 or 子育て/住宅・農地・商工業など)
 - ・地域の特性を活かしたまちづくり。
- 野々市で地域の愛着はあるか、金沢市民としての意識があるのでは。

■本来は条例が先で市民協働なのではないか

- ・七尾市は市民協働の理解が進んでいたため先に条例を策定したが、野々市は市民協働が浸透していない
- ・市民協働を先に理解してもらうためにまず指針づくりを行っている

■条例を作る目的

【ルールづくり】

- ・協働に対する基本的な考え方を市民と行政で共有

■市民協働を進めていく中での総合計画

- ・5年に一度は見直しなので来年から見直し
- ・本来はまちづくりの根幹を作り市民協働を進めるが、野々市は町から市になるため総合計画を先に策定

野々市市まちづくり条例策定委員会第一回 議事録

2013年11月18日(月) 19:00~21:00 野々市市庁舎201会議室

- ・計画内に条例や指針を作っていくという記述があり、それは行政だけでなく市民と協力していくためのルールづくりが必要だと認識していることを示す

■条例策定に向けて

- ・自主防災組織を立ち上げた際に役割分担などを盛り込めず形だけになってしまった経験があったので、誰がいつ何をするのかという役割分担などを整理しておくことは重要
 - ・市民協働という点では、市民会議の協働指針も理解しながら条例にしていくイメージをもった
- 市民会議側が協議してきたことを条例に入れてくれるのかという意見もあり、策定委員と市民会議ですり合わせ・意見交換の場が必要
- ・条例を作ること一番効果があるのは行政内部。行政は絶対に条例を守る、人が代わっても守られる

■部長より

- ・総合計画策定義務が地方自治法から削除されたので、ぜひ条例で定めて欲しい。



5. 今後のスケジュールについて

【2月まで：第1～4回】

まちづくりの課題、いいまちと社会について議論
→市民会議の中間報告／ワールドカフェ

【3～5月：第5～9回】

条例に盛り込みたい事項、骨子の検討
→その後市長への提言

【6～7月：第10～14回】

ワーキンググループも含めて実際の条文を検討

【8～9月：第15回など】

条例案公表、パブリックコメントの実施と回答

【10～11月：第16回など】

条例の最終調整、確定、市長への提案、議会へ提出
→12月に議会で決議、再来年4月に施行

6. 閉会

◇今回の会議で決定したこと

【会長】藤田雅顕氏 【職務代理】中村和流氏

◇主な意見とポイント

- ・まちづくり市民会議の協働指針を理解し、条例策定の上で意見のすりあわせを行う
- ・誰がいつどうするのか、具体的な役割分担をはっきりさせていく
- ・総合計画策定義務を盛り込んでほしい

【振り返りシートより】

- ・人と人とのつながり、きずなを大切にするまちづくりを情報発信したい
- ・田舎のよさ、住み良い、住んで良かった、住みたいまちづくりを目指して考えたい
- ・幸せ度、幸福度がアピールポイントではないか
- ・まつりを通しての文化継続、大人から子供までの絆
- ・野々市スタイル、野々市ブランドを盛り込む
- ・野々市に自信をもたせる、野々市を自慢の都市へ

◇次回への課題

- ・他市町の基本条例を読んでみる
- ・全国で行われているまちづくりの成功例、失敗例とその理由、改善点(内容、人などの要素)を挙げる

【振り返りシートより】

- ・総合計画を読んでみたい
- ・次回に議論する事を考える